

さつま町導入促進基本計画

【国変更同意日】令和元年7月10日

鹿児島県さつま町

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

さつま町は平成17年に宮之城町、鶴田町、薩摩町の旧3町が合併した町であり、交通状況としては地域高規格道路の新設や宮之城地区では国道267号、328号、504号の3線が交差する交通の要所となっている。

町の産業としては農業の他、県内でも最大級の製造業者である日本特殊陶業（株）を中心に、その協力会社や京セラ（株）の協力会社が多く存在し町民所得の向上に大きく寄与している。

近年の人口状況については、合併当初が25,688人であったものの、年々減少の傾向にあり平成29年度末では21,141人まで減少している。

現在、町内の中小企業数は横ばいから若干の増加傾向にあり、受注件数も大幅に増加しているところであるが、人手不足等の課題にも直面している。

このような状況からも労働力不足や後継者不足は深刻な問題であり、町としても若者定住や企業の雇用に関しても補助金を交付する等の人口減少対策に取り組んでいるところであるが、労働力不足の解消には新型機種等による生産性の向上が図れる抜本的な改革を行い、労働者や後継者の意欲を見出すことが喫緊の課題である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく、導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促進することで、県内で最も設備投資が盛んな地域として発展することを目指し、これを実現するための目標として計画期間中に9件程度の先端設備導入計画を認定することを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を策定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が、年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

さつま町の産業は農林水産業、製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が町の雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があると考える。したがって、先端設備等の種類については多様な事業の多様な設備投資とし、本計画における設備投資は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

さつま町の産業は、宮之城地区、鶴田地区、薩摩地区と広域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域はさつま町全域とする。

(2) 対象業種・事業

さつま町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な産業が町の経済雇用を支えているため、これらの産業が広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。また、生産性向上に向けた事業者の取組みは新製品の開発、生産機械の自動化、ITの導入による業務の効率化、省エネの推進、海外市場等を見据えた連携等多様である。したがって、本計画においては労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画の認定対象とせず、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組みや反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定対象とせず、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・町税及び町に関連する公共料金等を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定対象としない。
- ・町内産業振興を通じて、雇用の創出・にぎわい創出に繋げていくために、先端設備等導入計画期間内において、町内に従業員が従事する事業所を有すること。
- ・太陽光発電事業設備（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」第9条第1項に定める再生可能エネルギー発電事業で同法第2条第4項第1号に規定するエネルギー源を利用した設備を言う。）については、自己の工場や事務所などの敷地内に設置するもので、発電電力を、直接、自社の商品の生産若しくは販売又は役務の提供に供するために自ら消費するものに限り認定するものとする。ただし、観光資源である景観や自然環境の保全に配慮しなければならない。